

日本保険学会九州部会

危険の表象に関する告知義務違反における 因果関係不存在特則の適用方法

京都産業大学 吉澤卓哉

1. はじめに

自動車保険においては記名被保険者の運転免許証の色が告知事項とされているが、保険法の立案作業時に、告知義務違反時の因果関係不存在特則の適用が問題となった。因果関係不存在特則を法文どおりに適用すると、どのような保険事故についても同特則が適用されて保険者免責とはならないようにも考えられたからである。その一方で、そのような結論には、簡単には割り切れない違和感も残る。保険法施行後、実際に、因果関係不存在特則の適用を否定した下級審裁判例がある(仙台高判平成24年11月22日判時2179号141頁)。

こうした告知事項は、「正確に危険を表すというよりは間接的に危険を表すもの、危険の徴表という性質をもつといえよう。」と述べられている¹。ここでは、危険を直接表す事実²を告知事項とするのではなく、一定の法令、ルール等に基づいて危険に関する事実を表象するもの(換言すると、一定の法令、ルール等に基づいて安全性に関する事実を表象するもの)を告知事項とした場合に、因果関係不存在特則をいかに適用するか、という問題と捉えて検討を行うことにする(なお、「徴表」という表現はやや漠然としているので、本稿では、一定の法令、ルール等に基づいて危険あるいは安全性に関する事実を表しているものを「表象」と呼び、表象が表している危険(安全性)に関する事実を「表象対象事実」と呼ぶこととした)。運転免許証の色は危険に関する事実の表象の代表例であるが、その検討は後回しとし、まずは「防火対象物にかかる表示制度」を題材に検討を進める。

¹ 山本(2010)27頁参照。榊(2011)51頁も同旨。

² 榊(2011)37頁、41頁が述べる「損害の発生する確率やその大きさに直結する情報で、本来的に危険を表すもの」、すなわち、「第三類型の告知事項(保険事故の発生頻度を表す情報)」は、これを意味しているのかもしれない。

2. 表象対象事実が危険に関する具体的な事実である場合

3 階建て以上のホテル・旅館等を対象とする「防火対象物に係る表示制度」が
2014年に開始した³(以下、防火適合表示制度という)。この制度では、ホテル・旅館
等の関係者からの申請に基づき、消防長または消防署長が一定の表示基準に
適合していると認める場合に、「表示マーク(銀)」(有効期間1年)または「表示マ
ーク(金)」(有効期間3年)が交付される(なお、表示マークの継続時には、適合している
旨の通知(表示基準適合通知書)のみがなされる)。後者のマークは、表示基準に適合
していることに加えて、前者が3年以上継続して交付されていることも条件とな
る。

表示基準では、20項目の点検基準(この20項目は、防火管理等、防災管理、消防
用設備等、危険物施設等、建築構造等に分類されている)に関して、判定基準⁴を用い
て適合状況を判定するものと規定されている⁵。

なお、「表示マーク」の有効期間が満了し、交付(更新)申請を行わない場合に
は、「表示マーク」を返還しなければならない。また、一定の場合(表示基準不適合
の判明等)には、有効期間中であっても返還義務がある。

以上からすると、防火適合表示制度における「表示マーク(銀)」は表象であり、
表象対象事実、防火適合表示制度における表示基準に適合しているという事
実であることになる。また、同制度における「表示マーク(金)」は表象であり、表象
対象事実、防火適合表示制度における表示基準に適合しているという事実、
および、「表示マーク(銀)」が3年以上継続して交付されたという事実であること
になる。

ここで、ホテル・旅館等を保険の目的物とする火災保険において、「表示マ
ーク」の交付の有無、および、交付を受けている場合の色(金または銀)を告知事項と
した場合に、因果関係不存在特則が常に適用されるのか否かが問題となる。な
ぜなら、当該告知事項について虚偽告知をし、その後に火災が発生したとして

³ 平成25年10月31日付け消防庁次長発出「防火対象物に係る表示制度の実施につい
て(通知)」参照。ちなみに、当該通知は、消防組織法37条の規定に基づく助言として発出
されたものである。

なお、防火表示制度については総務省消防庁「建物の防火安全情報 適マーク制度」と
題されているウェブサイトを参照。Ref.,

https://www.fdma.go.jp/relocation/kasai_yobo/hyoujiseido/outline.

⁴ 判定基準は、平成25年10月31日付け消防庁予防課長発出「防火対象物に係る表示
制度の実施細目等について(通知)」に別添として添付されている。

⁵ 消防庁次長発出通知・前々注に別添として付されている「防火基準適合表示要綱」によ
る。

1 も、「表示マーク」の有無や色自体と火災発生との間には因果関係が認められな
2 いとも考えられるからである。一方、当該火災発生が防火適合表示制度の表示
3 基準を充足していなかったことが原因であった場合には、因果関係不存在特則
4 を適用せずに保険者免責とすべきだとも考えられるからである。

5 そこでこの点について検討すると、以下の理由により、「表示マーク」の有無や
6 色が告知事項である場合であっても、常に因果関係不存在特則を適用して保険
7 給付を認めることは適当ではないと考えられる。

8 第1に、常に因果関係不存在特則が適用されて保険事故発生との因果関係
9 が否定されることになるとすると、「表示マーク」の有無や色を告知事項とする告知
10 事項に関しては、告知義務の実効性を確保できないことになってしまう⁶。

11 第2に、実質的に同内容の告知を求める場合に、告知事項の設定の仕方次
12 第で因果関係が常に否定されるか否かが分かれることは妥当でないと考えられ
13 る。すなわち、「表示マーク」の有無や色を告知事項とした場合には因果関係不
14 存在特則が常に適用されるが、防火適合表示制度の表示基準への適合性の有
15 無自体を告知事項とした場合には保険事故毎に因果関係不存在が個別判断さ
16 れる、という区別を設けることには合理性が乏しい。

17 第3に、もし「表示マーク」の有無や色を告知事項とした場合には因果関係不
18 存在特則が常に適用されるが、防火適合表示制度の表示基準への適合性の有
19 無自体を告知事項とした場合には保険事故毎に因果関係の存否が個別判断さ
20 れることになると、保険者としては後者を選択する可能性がある。因果関係不存
21 在特則が常に適用されることを避けるためである。しかしながら、そのような告知事
22 項は保険契約者にとって分かりにくく、また、煩瑣である。保険者にとっても、保険
23 募集人が告知事項を正しく説明しない、あるいは、正しく説明できないリスクを抱
24 えることになる。

25 第4に、もし「表示マーク」の有無や色を告知事項とした場合には因果関係不
26 存在特則が常に適用されることになると、表面的には保険契約者に有利である。
27 しかしながら、それは告知義務違反をし、安価な保険料を享受してきた保険契約
28 者が、告知義務を遵守して適正な保険料を負担してきた他の大多数の善良な保
29 険契約者の負担を原資として、保険料についてばかりか、保険給付についても不
30 当な利益を享受するものであるとも言える。

31 第5に、「表示マーク」の有無や色が告知事項であった場合にも、通常の告知
32 事項と同様に告知義務違反の制裁が課されることについて、すなわち、常に保険

⁶ 榑(2011)50頁も同旨。

1 給付がなされる訳ではなく、実際に発生した保険事故の発生との因果関係が存
2 在しない場合にのみ保険給付がなされることについて、特段の違和感を抱かない
3 保険契約者が大多数ではないと考えられる。

4 第6に、従来、死亡保険契約に関しては、告知義務違反の対象たる事実が異
5 常所見の有無や内容である場合には、当該異常所見と死亡との因果関係ではな
6 くて、異常所見をもたらしていた原因疾患と死亡との因果関係と読み替えて、因
7 果関係不存在特則の適用有無が判断されてきた(前述3(3)②(b)参照)。異常所
8 見は一般に被保険者の人為的な操作を介することなく認められるものであるのに
9 対して、ホテル・旅館等の「表示マーク」は被保険者による積極的な申請行為に
10 基づいて交付されるものであるという相違はある。けれども、一定のリスク状況(異
11 常所見は当該被保険者における原因疾患の存在、「表示マーク」は当該ホテル・旅館等
12 における点検基準の適合状況)を表しているという点では同じである。したがって、従前
13 どおり、死亡保険契約に関して、異常所見という告知義務違反の対象たる事実
14 自体ではなく、異常所見をもたらした原因疾患と死亡との因果関係について因果
15 関係不存在特則の適用有無を判断するのであれば、火災保険契約に関しても、
16 「表示マーク」の有無や色という告知義務違反の対象たる事実自体ではなく、「表
17 示マーク」の交付基準である点検基準(の判定内容)と火災事故との因果関係につ
18 いて因果関係不存在特則の適用有無を判断することも認めるべきことになると考
19 えられるからである。

20 以上のとおり、「表示マーク」の有無や色が告知事項である場合であっても、常
21 に因果関係不存在特則を適用して保険給付を認めることは適當ではないと考え
22 られる。したがって、このような場合には、「表示マーク」と保険事故発生との因果
23 関係ではなく、防火適合表示制度の点検基準に関する適合状況と保険事故発
24 生との因果関係を問題とすべきであると考えられる。一般化すると、告知事項が
25 一定の法令、ルール等に基づく表象であって、表象対象事実が危険に関する具
26 体的な事実である場合には⁷、表象自体と保険事故(傷害疾病定額保険契約では、
27 傷害疾病)発生との因果関係ではなく、表象対象事実と保険事故(傷害疾病定額保
28 険契約では、傷害疾病)発生との因果関係の存否をもって因果関係不存在特則の
29 適用可否を判断すべきであると考えられる⁸。

⁷ 山本(2010)30頁が「間接的に危険を表す事項ではあるが、危険とのつながりは直接に危険を表す事項と同程度に密接であるという事項」と述べているものは、本文に述べた「表象対象事実が危険に関する具体的な事実である場合」と同趣旨のことを意味しているかもしれない。

⁸ 山本(2010)30-31頁は、「1つには、危険とのつながりが密接な事項については、告知事項そのものではなく、告知事項が表す危険との因果関係を考えるとして、告知事項と危険と

3. 表象対象事実が危険に関する具体的な事実ではない場合

ここでは、告知事項である表象の表象対象事実が、危険に関する具体的あるいは直接的な事実ではなく、危険に関する抽象的あるいは間接的な事実である場合について検討を行う。両者の相違は、後述するように、表象対象事実と保険事故(傷害疾病定額保険契約では、傷害疾病)の発生との間に個別的な因果関係の存否を判断できるか否かにある(したがって、具体的か抽象的か、あるいは、直接的か間接的かという文言に重要な意味がある訳ではなく、個別的な因果関係の判断可能性の有無に判別基準がある)。

(1)「運転免許証の色」問題

具体例として、記名被保険者の運転免許証の色という、自動車保険における告知事項を取り上げる。検討にあたり、まずは運転免許証の色と「危険」との関係を概観する。運転免許証(道路交通法 92 条)の有効期間欄は、金色(ゴールド)、黄緑色(若草色。いわゆる「グリーン」)、薄青色(いわゆる「ブルー」)の 3 種類の色分けがなされている。金色は優良運転者(同法 92 条の 2 第 1 項備考一の 2)用の免許証で、黄緑色は新規取得者用の免許証で、薄青色はその他の運転者の免許証で使用することとされている(平成 26 年 3 月 24 日付け警察庁丁運発第 30 号「運転免許証の色分け等による区分について」⁹⁾。

運転免許証を最初を取得すると、新規取得者として、有効期間欄が(以下、同じ)黄緑色の運転免許証が交付される。3 年後の初回更新時には、薄青色の運転免許証が交付される。さらに 3 年後の更新時に、5 年以上の無事故・無違反を継続していれば金色の免許証を交付されるが、この条件に該当しなければ薄青色の免許証が交付される。いずれにしても、通常、運転免許証取得後 6 年間は金色の免許を交付されることはない(以下、運転未熟者という)。ここで、一般に、運転免許証取得後 6 年間は運転未熟であるとする、その間は運転免許を受けている他の者に比して事故発生確率が高いことになる(図 1 参照)。

一方、運転免許を与えられている者が交通違反を犯したり、人身事故を惹起したりした場合には、運転免許の更新時に交付される運転免許証は常に薄青色となる¹⁰⁾(金色の運転免許証は交付されない。また、新規取得者ではないので黄緑色の運転

のつながりの程度によって、因果関係の解釈を変えることが考えられる。」とするが、本文に述べたことと同趣旨かもしれない。

⁹⁾ この通達は 2014 年 6 月 1 日より実施されているが、それ以前は平成 11 年 11 月 1 日付け警察庁丁運発第 115 号「運転免許証の色分け等による区分及び運転免許証の小型化について」に基づいて運用されていた。

¹⁰⁾ 一般運転者(軽微な違反が 1 回のみ)と違反運転者(複数回違反または人身事故)の区

1 免許証でもない。以下、違反者・事故者という)。ここで、一般に、交通違反者や人身事
2 故惹起者は運転不注意傾向等¹¹があるとすると、運転免許を受けている他の者
3 に比して事故発生確率や事故発生強度が高いことになる(図2参照¹²)。

4 図1および図2を総合すると、黄緑色や薄青色の運転免許証を保有する者
5 は、一般に、金色の運転免許証を保有する者よりも事故の発生頻度が高いこと
6 になる。なぜなら、黄緑色の運転免許証を保有する者は、一般に、運転未熟者(免
7 許取得後3年以下)である。また、薄青色の運転免許証を保有する者は、一般に、
8 運転未熟者(免許取得後3年以上6年以下)または違反者・事故者であるからであ
9 る。そして、「運転未熟または違反・人身事故→黄緑色または薄青色の運転免許
10 証の交付→自動車保険の保険期間」という時間経過を考え合わせると、一般に、
11 黄緑色や薄青色の運転免許証を保有する者の「危険」を、金色の運転免許証を
12 保有する者の「危険」よりも相対的に高く評価することは、理論的な合理性がある
13 と考えられる¹³。また、実際にも、記名被保険者に交付されている運転免許証の
14 色によって「危険」が相対的に相違することは、損害保険会社に蓄積されている
15 データで実証されていることであろう¹⁴。したがって、運転免許証の色を告知事項
16 として「危険」測定に用いることには実質的な合理性もあると考えられる。

分があるが、いずれも運転免許証の色は薄青色である。

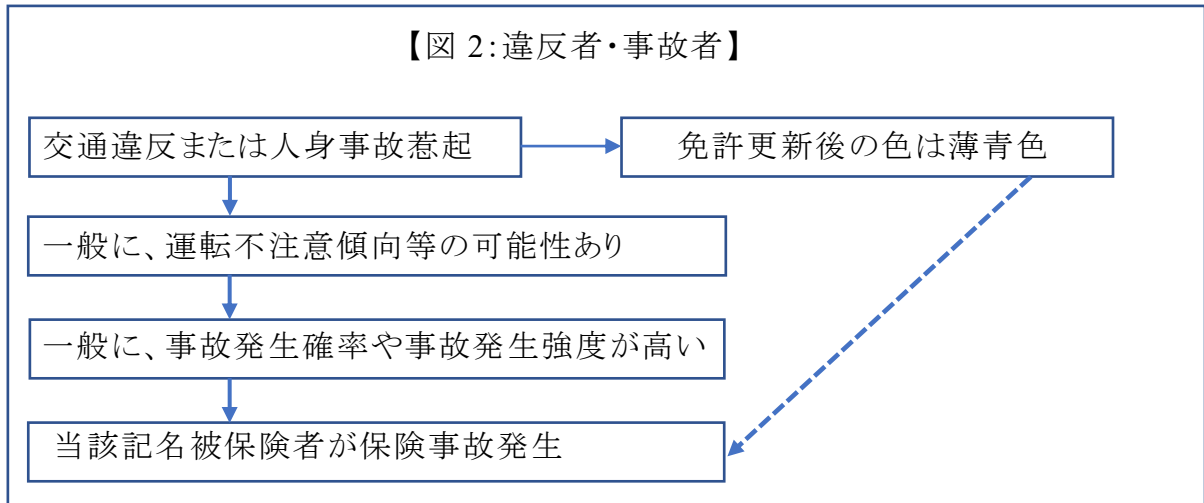
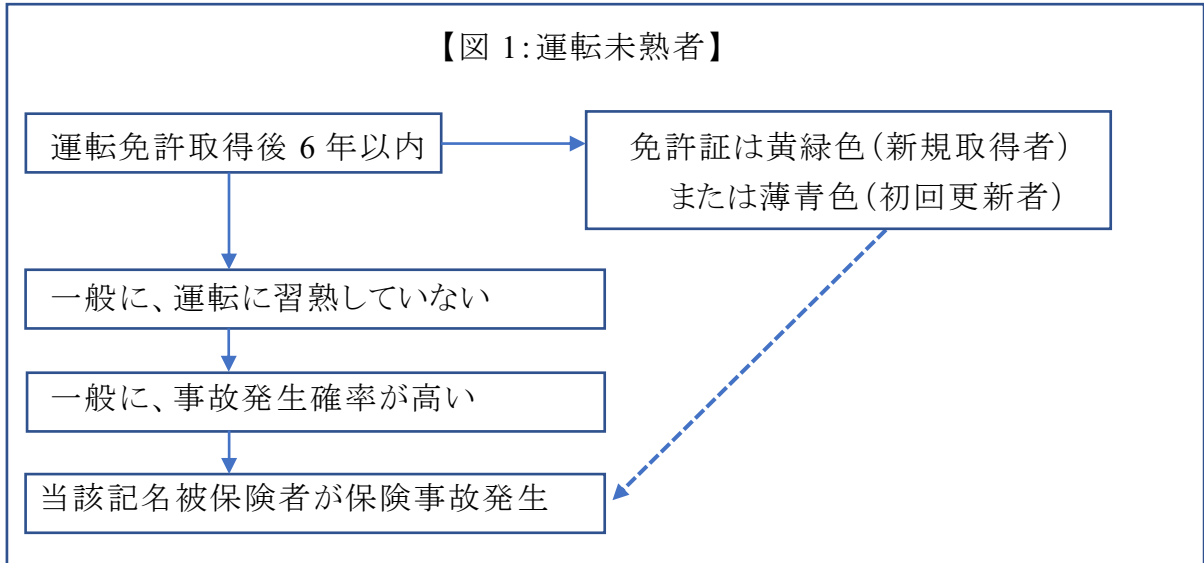
¹¹ 運転不注意傾向の他、安全運転意識の欠如・不足、無謀運転の傾向、自身の運転操作能力や運転する自動車の性能に対する過信など、様々な要因が考えられる。

¹² 図1および図2に類する図は、既に佐野(2011)329頁図2に示されている。

¹³ なお、いわゆる「ペーパー・ドライバー」の場合には、金色の運転免許証を交付されていても運転未熟者であることが往々にしてある。けれども、そのような者が自動車保険の記名被保険者となることは極めて稀である(たとえば、金色の運転免許証が交付されるようになった後に、初めて自動車を取得した場合がこれにあたる)。したがって、自動車保険の引受においては、このような者のことをあまり考慮する必要がない。

¹⁴ 記名被保険者の運転免許証の色による区分は、損害保険料率算出機構が算出する料率区分ではないので、各保険者が独自に料率を算出していると思われる。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27



(注 図 1・図 2 とも、実線矢印は因果関係または因果関係の可能性を、点線矢印は因果関係不存在特則において検討対象となる因果関係の不存在を示す。両図とも筆者作成)

1 (2) 運転免許証の色の表象対象事実との個別的因果関係

2 以上を踏まえて、因果関係不存在特則の適否の検討に入る。そもそも、黄緑
3 色または薄青色という運転免許証の色自体と保険事故発生との間には、因果関
4 係をそもそも認めることはできない(ただし、運転免許証の色を告知できない場合(=無
5 免許等の場合)には、因果関係が認められる可能性がある¹⁵)。図 5 および図 6 におい
6 て実線矢印で示したのが因果関係または因果関係の可能性であって、点線矢印
7 で示した部分には因果関係がない。けれども、因果関係不存在特則の適用判断
8 においては、免許証の色という表象自体ではなく、その表象対象事実と保険事故
9 との因果関係の存否を検討する方が自然である¹⁶。

10 この状況は、防火適合表示制度の「表示マーク」の有無や色を告知事項とする
11 場合と類似している(前述 4(1)参照)。そして、運転免許証の色も、法令、ルール
12 等に基づく表象である。したがって、その点では防火適合表示制度と同じ理由か
13 ら、因果関係不存在特則の適用においては、運転免許証の色と保険事故発生と
14 の因果関係の存否ではなく、運転免許証の色が表象する事実(表象対象事実)と
15 保険事故発生との因果関係の存否をもって判断すべきことになる¹⁷。

¹⁵ 運転免許証の色を告知できない場合に、告知義務違反の対象たる事実をどう捉えるべきか(すなわち、単に運転免許証の色を告知できないことと捉えるべきであるのか、それとも、運転免許証の色を告知できない理由(たとえば、無免許であること)と捉えるべきであるのか)は、次の論点に繋がる問題である。すなわち、ある告知事項について、告知内容次第でさらなる告知が予定されていた場合に、告知義務違反の対象たる事実が、当該告知事項で告知すべきだった事実限定されるのか、それとも、更に予定されていた告知事項で告知すべきだった事実を含むのかという論点である。

一般に、無免許者が免許証の色を問われた際には、正しくは、金色・薄青色・黄緑色のいずれにも該当しない旨を告知することになる(ちなみに、東京海上日動火災保険の場合には「その他」と記載すべきことが指定されている)。そして、そのように告知すると、さらに保険募集人からその理由を問われることになる。そこで、保険契約者は、たとえば、全くの無免許であるが間もなく免許取得予定である、免許更新漏れや免許停止・取消期間中であるが間もなく免許取得予定である、国際運転免許証を保有している、といった告知をすることになる。

したがって、さらに予定されていた告知事項に関する事実も告知義務違反の対象たる事実該当するのだとすると(特に、さらなる告知事項が予め明示されていた場合や、明示されていないものの、本件のようにさらなる告知事項が当該保険商品の一般的な保険契約者にとって十分に予想されるものであった場合)、無免許であるという事実はさらに予定されていた告知事項に関する事実であるので、まさに告知義務違反の対象たる事実自体であって、告知事項たる何らかの表象に関する表象対象事実ではないと考えることもできる。そうであるとする、記名被保険者たる運転者が無免許であった場合には、告知義務違反の対象たる事実自体と保険事故との間に因果関係が存在し得ることになる。

¹⁶ 山本(2010)27-28 頁参照。

¹⁷ ただし、榊(2011)51 はこのような解釈に反対する。

1 けれども、防火適合表示制度とは決定的に異なる事情もある。それは、表象対
2 象事実が、危険に関する具体的な事実であるのか否かという点である。防火適合
3 表示制度においては、「表示マーク」という表象の表象対象事実は、「表示マー
4 ク」を交付された個々のホテル・旅館等が表示基準に適合しているという事実であ
5 る。そして、表示基準では、一定の点検項目(防火管理等、防災管理、消防用設備
6 等、危険物施設等、建築構造等に分類される全 20 項目)について、一定の判定基準
7 で判定することとされている。つまり、表象対象事実は、当該ホテル・旅館等の火
8 災危険に関する具体的な事実であることになる。したがって、告知義務違反があ
9 った場合には(たとえば、「表示マーク」を取得していないのに取得していると虚偽告知した
10 場合)、表示基準を充足していない項目の内容と火災発生との個別的な因果関
11 係の存否を検討することができる。

12 一方、運転免許制度においては、運転免許証の色という表象の表象対象事実
13 は、黄緑色または薄青色の場合には、運転を免許されているものの、運転免許証
14 の取得後 6 年以内であること、または、違反歴あるいは人身事故歴があることで
15 ある。他方、金色の場合には、運転を免許されており、かつ、違反歴も人身事故
16 歴もないことである。そのため、表象対象事実は、運転免許証を交付されている
17 者の自動車運行危険に関する具体的な事実とは言いにくい。したがって、一般
18 的には、運転免許証の色について告知義務違反があった場合には、記名被保
19 険者が運転免許証の取得後 6 年以内であること、違反歴があること、または、人
20 身事故歴があること、のいずれかの実事、または、複数の事実と、実際に発生した
21 自動車事故との個別的な因果関係の存在を直接的に認めることは困難であると
22 考えられよう(もちろん、こうした場合であっても、無免許の場合¹⁸など、個別的な因果関係
23 の存否を判断することができることもある¹⁹)。学説は、一般に、免許証の色に関する事

¹⁸ 前掲仙台高判平成 24 年 11 月 22 日は、運転者たる記名被保険者が無免許運転中に交通事故を惹起した事案である。判決は、「無免許運転という危険な態様の下で惹起されたものと認められるから、本件で告知の対象となる運転免許証の色が『ブルーである』のか『色を告知できない』(すなわち、有効な運転免許を保有していない。)のかという告知事項と本件事故発生との間には因果関係がないと認めることはできない。」と述べている。つまり、当該判決は、告知義務違反の対象たる事実を運転免許証の「色を告知できない」こと(ただし、当該事実は一般に表象あるいは徴表とは呼ばれないものである)と捉えたうえで、当該事実の表象対象事実である「有効な運転免許を保有していない」ことと当該交通事故との間の因果関係の存否を判断していると一応は考えられる(細田(2020)37-38 頁はこの立場である)。

ただし、運転免許証の「色を告知できない」ことのみならず、「有効な運転免許を保有していない」ことをも告知義務違反の対象たる事実自体と捉えたもの(前掲注 15 参照)、と当該判旨を理解することも可能である。

¹⁹ たとえば、運転未熟者に関しては、「保険事故」の発生に記名被保険者の運転の未熟さ

1 実と保険事故発生との間に因果関係が存在しないとしている²⁰(ただし、因果関係
2 が認められることもあるとする学説もある²¹)。また、保険法の立案担当者も、「一般的に
3 は運転免許証の色と当該保険事故との間には因果関係を認めることができない」
4 とする²²。

5 (3) 運転免許証の色の表象対象事実との集団的因果関係

6 仮に運転免許証の色という告知事項に関しては個別的な因果関係の存在を
7 直接的に認めることが困難であるとする、次に、集団的な因果関係が存在する
8 ことを一つの経験則と捉えて、保険者が因果関係不存在の反証に用いることがで
9 きるか否かが問題となる。

10 ここで、一般に、請求者が、集団的な因果関係が存在しないことを経験則と捉
11 えて、事実上の推定(推認)として、個別的因果関係の不存在の本証に用いるこ
12 とを認めるのであれば、逆に、保険者が、集団的な因果関係が存在することを経
13 験則と捉えて、事実上の推定(推認)として、個別的因果関係不存在の反証に用
14 いることも容認することになる²³。また、因果が推認される状況において強い相関
15 関係が認められれば、因果関係が存在しないとは言えないことが事実上推定(推

が寄与していたり、違反者に関しては、「保険事故」の発生に記名被保険者の過去の違反と
同様の違反が寄与していたり、事故者に関しては、今回発生した「保険事故」が過去の人身
事故と同様のものであったりする場合には、因果関係の存在を否定できないとも考えられる。

ちなみに、前掲仙台高判平成 24 年 11 月 22 日の事案は、運転者たる記名被保険者が
無免許だったのは、当該事故の前年に酒気帯び運転で 730 日間の免許取消処分を受けて
いたからである。判決では無免許の事実と当該事故との間に因果関係がないと認めることは
できないとして因果関係不存在特則を適用しなかった(前注参照)。けれども、無免許という
表象の表象対象事実である交通違反(酒気帯び運転)と、当該事故(無免許かつ酒気帯び
運転中の事故)とは、両者ともに酒気帯び運転が関係している。したがって、無免許であるこ
とも告知義務違反の対象たる事実と捉えたうえで(前掲注 15 参照)、酒気帯び運転の共通
性を根拠にして、表象対象事実と実際に発生した自動車事故との間に因果関係が存在す
る可能性を肯定することもできた事案であると考えられる。

²⁰ 小林(2009)54 頁注 37、佐野(2011)326 頁、330 頁、山下典孝(2013)3 頁、遠山
(2014)参照。

²¹ 前掲仙台高判平成 24 年 11 月 22 日を支持するものとして中出(2018)参照。山本
(2010)27-31 頁は、免許証の色について、基本的には因果関係不存在特則における因果
関係を認めないが、解釈論として因果関係を認めることもあり得る旨を指摘する。

²² 萩本(2009)59 頁注 2 参照。なお、運転免許証の色を告知事項とする場合についても、
要件や効果の面で適切な考慮をすれば、一概に保険契約者や被保険者に「不利」であると
は言えず、因果関係不存在特則を保険約款で排除できる可能性があると述べる。同所参
照。

²³ なお、神(2011)48-49 頁も統計的な因果関係の考え方に賛成するが、同論文 51 頁は運
転免許証の色に関しては危険の徴表であって、その告知義務違反において因果関係は認
められないとする。また、佐野(2011)328-330 頁も、統計的因果関係の考え方を運転免許
証の色という告知事項に関して検討するが、結論としては否定的である。

1 認)できるかと思われる。さらには、因果関係が推認されなくても強い相関関係が
2 認められれば因果関係不存在を否定するのが従来判例・学説である(典型的に
3 は、告知義務違反の対象たる事実が、死因となった疾病の異常所見や出現症状である場
4 合)。この解釈を今後も支持するのであれば、たとえ因果関係が推認されなくて
5 も、強い相関関係が認められれば因果関係が存在しないとは言えないことが事実
6 上推定(推認)できるかと思われる。

7 仮に、このような考え方が成り立つとすると、黄緑色の運転免許証保有者と一定
8 の事故類型(たとえば、逆突事故や低速での単独事故)との間に集団的な因果関係、
9 あるいは、強い相関関係が認められるかもしれない。また、人身事故歴によって薄
10 青色の運転免許証を保有している者と一定の事故類型(たとえば、人身事故)との
11 間に集団的な因果関係、あるいは、強い相関関係が認められるかもしれない。そ
12 のような場合には、因果関係が存在しないとは言えないことが事実上推定(推認)
13 できるかと思われる。

14

15 4. 結 論

16

17 以上に述べたことを一般化すると次のとおりである。すなわち、告知事項が一
18 定の法令、ルール等に基づく表象である場合には、表象自体と保険事故(傷害疾
19 病定額保険契約では傷害疾病。以下同じ)の発生との因果関係ではなく、表象対象
20 事実と保険事故発生との因果関係の存否をもって因果関係不存在特則の適用
21 可否を判断すべきである(前述2)。

22 ただし、表象対象事実が危険に関する具体的な事実ではない場合には、保険
23 事故発生との個別的な因果関係の存否を判断することは困難であろう。ここで、も
24 し、因果関係不存在特則において集団的な因果関係の不存在を間接事実とし
25 た証明を請求者が行うことを認めるのであれば、表象対象事実と保険事故発生と
26 の集団的な因果関係が存在することを間接事実とした反証を保険者が行うこと
27 も、認めることになると考えられる。また、因果が推認される状況において、表象対
28 象事実と保険事故発生との間に強い相関関係が認められるとの反証を保険者が
29 示せば、それは因果関係が存在しないとは言えないことの強い間接事実になると
30 捉えてもよいかと思われる。さらに、因果が推認されない状況においても、表象対
31 象事実と保険事故発生との間に強い相関関係が認められるとの反証を保険者が
32 示せば、それは因果関係が存在しないとは言えないことの強い間接事実になると
33 捉えてもよいかと思われる(以上、3)。

1 運転免許証の色という告知事項に関する因果関係不存在特則の適用可否に
2 関する議論が学説において噛み合わず、また、深まらないのは、上述のとおり、こ
3 の問題には、危険に関する事実の表象を告知事項とした場合に因果関係不存
4 在特則をどう適用するかという論点(前述2)と、個別的な因果関係の存否を判断
5 できない場合に集団的な因果関係や相関関係をもって因果関係不存在特則に
6 おける因果関係を判断できるかという論点(前述3)とが複合しているにもかかわらず、
7 両者を区分せずに議論しようとしているからではないかと思われる²⁴。

8
9

10 参考文献

11

- 12 小林道生(2009)「告知義務違反の効果とプロラタ主義」保険学雑誌 607号
13 榊素寛(2011)「告知義務違反における因果関係不存在特則の意義」損害保険研究 73 卷
14 3号
15 佐野誠(2011)「因果関係不存在特則と免許証の色問題」石田重森＝江頭憲治郎＝落合
16 誠一編集代表『保険学保険法学の課題と展望』成文堂
17 遠山聡(2014)「判批」ジュリスト 1472号
18 中出哲(2018)「無免許運転による事故と免許証の色の不実告知による告知義務違反に基
19 づく解除」金商 1536号
20 萩本修編著(2009)『一問一答 保険法』商事法務
21 細田浩史(2020)『保険のデジタル化と法 —InsurTechの社会実装に向けて』弘文堂
22 山下典孝(2013)「判批」新・判例解説 Watch 商法 No.57
23 山本哲生(2010)「損害保険における課題—因果関係不存在則、危険変動の問題を中心と
24 して—」保険学雑誌 608号

²⁴ たとえば、山本(2010)27-29頁の記述は、当初は危険に関する事実の表象を告知事項とする場合の論点について論じているが、いつの間にか集団的な因果関係の問題に論点が移っている。